

令和6年度医薬品の適正使用啓発事業委託業務仕様書

1 目的

重複多剤服薬を是正する取組（服薬通知事業やかかりつけ薬剤師・薬局の啓発、お薬手帳の適正な活用）や、ジェネリック（後発）医薬品の品質、有効性、安全性等、正しい知識の普及について、県民への情報提供を行うことにより患者 QOL の向上を図りながら医療費の適正化につなげることを目的とする。

(1) 2つの重点テーマの普及啓発

①重複多剤服薬の是正

- ・高知県では、重複多剤服薬の患者に対して保険者が個別通知を送っているものの、薬局への相談は少ない。
- ・保険者からの個別通知が届いた場合、通知内容を確認し、かかりつけ薬剤師・薬局を含む高知家健康づくり支援薬局等へ相談することが重要であり、患者個々の状況に応じた専門的な指導・支援を受けることが重複多剤服薬の是正につながることを普及啓発する。
- ・また、是正にあたっては、患者の服薬状況の一元管理が重要となることからお薬手帳の利活用に関する啓発が必要。

②ジェネリック（後発）医薬品の使用促進

- ・高知県におけるジェネリック（後発）医薬品使用割合は国の目標である80%は超えているものの、全国45位と低迷している。
- また、ジェネリックカルテ*によると、年齢別では39歳以下の使用割合が特に全国平均を下回っている。

新目標：医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを
2029年度末までに全ての都道府県で80%以上（継続）とする。

※ ジェネリックカルテ

国はジェネリック（後発）医薬品の使用割合のばらつき解消に向けた「見える化」として、使用割合の地域や医療機関等の別の集計データを作成し、都道府県へ定期的（四半期毎）に提供・公表している。この集計データについて、より効果的かつ重点的な使用促進策の検討に資するため、国が偏差値や影響度を確認するために作成しているもの。

- ・ジェネリック（後発）医薬品の認知は一定進んでいるものの、品質、有効性、安全性等正しい知識のさらなる普及啓発が必要。

(2) 3つのポイントの普及啓発

上記の重点テーマにおいて具体的に取組を進めていくうえで3つのポイント「①高知家健康づくり支援薬局」「②かかりつけ薬剤師・薬局」「③お薬手帳の利活用」を県民に認知・理解してもらうことにより医薬品の適正使用につなげる。

2 委託業務内容

県民の医薬品の適正使用につなげるため、新聞広告の制作・掲載、チラシ等啓発資材の制作等による普及啓発を行うこととする。

また、県民への直接的なアピールの機会として、健康づくり関連イベント等での啓発企画を1つ盛り込んだ内容とすること。

さらに、2つの重点テーマと3つのポイントの普及啓発を一体的に行うものとする。ただし、分けて制作等した方が効果的に啓発できる場合はこの限りではない。

(1) 広告制作・掲出

① 新聞広告の制作・掲載

次の各号を新聞広告の制作・掲載の要件とする。

ア 半5段モノクロ広告を1パターン、ペンシル広告（単色追加）を5パターン制作し、高知新聞に掲載すること。

イ 掲載内容は、上記1（1）（2）についての的確に分かりやすく伝えるものとする。

ウ 広告は、半5段モノクロ広告1パターンを1回、ペンシル広告（単色追加）5パターンを各2回（計10回）掲載することとし、県民に対して訴求するために効果的な掲載日を設定すること。なお、掲載日は事前に協議して決定するものとする。

② その他

ア 重複多剤服薬の是正について、高齢者を対象とした広告を提案し、制作・掲出すること。

イ ジェネリック（後発）医薬品について、39歳以下を対象とした広告を提案し、制作・掲出すること。

(2) 啓発資材の制作

次の各号を上記啓発資材の制作の要件とする。

① チラシ

ア 仕様はA4サイズ、両面フルカラー、用紙厚は90kg以上とし、1パターンを90,000枚以上制作することとする。

また、白黒印刷でもわかりやすいデザインデータ（PDF）も納品すること。

イ 内容は、上記1（1）（2）について認知・理解の向上を図り、医薬品の適正使用

につなげるものとする。

ウ 県薬務衛生課が指定する送付先に送付すること、なお、発送・仕分け・鑑文印刷、発送用角 2 封筒印刷込みとする。仕分け数は県薬務衛生課と事前協議すること。(参考：発送先は県内薬局及び市町村 約 500 件)

② 高知家健康づくり支援薬局資材

高知家健康づくり支援薬局の取組を県民に広く普及啓発する資材を作成すること。

ア 仕様は縦 50cm 横 19.5cm 厚さ 2cm とし、木製「高知家健康づくり支援薬局」看板(壁掛けあるいは吊り看板として掲示可能となる部品を付けること)を 100 部以上制作すること。(なお、看板の素材は紫外線や水濡れに強く耐久性のあるものを提案すること。)

イ 卓上のぼり旗(マグネットタイプ)、フルカラー、2 パターンを各 420 部以上制作すること。キャラクターを使用する場合は、県が保有するキャラクターを使用し、大きさや形状等デザインは上記 1 (1) (2) についての的確に分かりやすく伝えるためのものを提案すること。

③ 啓発企画で使用する啓発資材

ア 内容は、上記 1 (1) (2) について認知・理解の向上を図り、医薬品の適正使用につなげるものとし、デザインは 2 パターン(2 種類)とすること。

イ 制作にあたっては、チラシ、ポスター、ティッシュ、ウェットティッシュ、絆創膏、メモ帳以外とし、県民の手元に残り、保存性が高い資材とすること。

ウ 資材内容、制作部数と想定する配布対象者及び配布数を提案すること。

(3) 健康づくり関連イベント等での啓発企画

県民への直接的なアピールの機会として、健康づくり関連イベント等での啓発を実施する。実施にあたっては、下記の各号を要件とする。

① 地域

県内 1 カ所以上で実施すること。ただし、地域は問わない。

② 啓発資材

上記(2)の①③で制作した資材と県が提供する資材を効果的に配布すること。

③ 効果検証

イベントにおいてアンケートを実施する等、効果検証を実施すること。

参考：令和 5 年度は、すこやか Winter (高知市中央公園) で医薬品の適正使用に関する特設コーナーを設置し、親世代への重複多剤服薬の是正やジェネリック(後発)医薬品の普及啓発、アンケートの実施(414 名回答)、さらに親子向けおくすりクイズを実施した。また、お薬手帳の啓発資材としてミニ色鉛筆(6 色クラフト色鉛筆)を 400 個制作・配布した。

(4) 事業評価

県民の医薬品の適正使用に関する意識醸成や行動変容の成果について、県民へのアンケートを実施し、事業評価を行うこと。

3 委託業務の成果品

次に掲げる成果品を指定された期日までに納品すること。

- (1) 業務完了報告書（委託業務の取組成果について評価をするとともに、医薬品の適正使用に向けた令和7年度以降の取組に関する提案内容も記載すること。）
- (2) 委託業務に係る打ち合わせ議事録（実施後、すみやかに提出すること。）
- (3) 上記2（1）①及び②の成果品として、広告記事が掲載された媒体（新聞等）及び電子データ（CD-R 又は DVD-R 1 枚）を納品すること。
- (4) 上記2（2）の成果品として、制作物及び電子データ（CD-R 又は DVD-R 1 枚）を納品すること。なお、上記2（2）①及び③は送付・配布後の残部、②は制作部すべてを納品すること。
- (5) 上記2（3）の成果品として、啓発資材1部、イベントの写真について電子データ（CD-R 又は DVD-R 1 枚）を納品すること。あわせて、効果検証結果報告書1部、電子データ（エクセルデータ、グラフデータ等）を納品すること。
- (6) 上記2（4）の成果品として、アンケート分析結果報告書1部、アンケート入力データ・グラフデータを納品すること。

4 委託業務の著作権

- (1) 本事業の成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。以下同じ。）は、別途締結する業務委託契約書における第19条第4項の規定による引渡しの際をもって受託者から発注者に移転するものとする。
- (2) 受託者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。
 - ア 成果品の内容を公表すること。
 - イ 成果品を利用して発注者の業務を実施すること。
 - ウ 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果品を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変、その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 発注者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、成果品の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ県薬務衛生課

の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。

- (5) 受託者は、発注者に対して、委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。
- (6) 委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害し、第三者に対しての損害の補償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

5 留意事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 受注者は、業務を実施するにあたり、発注者と十分な調整を行うこと。
- (3) 定期的な打合せのほか、必要に応じて業務打合せを行うこと。
- (4) 業務の実施において物品等を調達する場合には、「高知県グリーン購入基本方針」（平成13年4月）に基づき、環境物品等の調達に努めること。